

## 奈良市議会基本条例及び逐条解説（案）

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 議会及び議員の活動原則等（第5条—第9条）

第3章 市民と議会の関係（第10条—第14条）

第4章 議会と市長等との関係（第15条—第21条）

第5章 議会の機能強化（第22条—第26条）

第6章 議会改革の推進（第27条）

第7章 議員の政治倫理（第28条）

第8章 議会事務局等の体制整備（第29条・第30条）

第9章 議員の定数及び議員報酬（第31条・第32条）

第10章 政務活動（第33条）

第11章 補則（第34条・第35条）

（前文）

本市議会は、世界に誇る歴史と文化の薫る本市の発展を担うため、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき議会の機能を高めることにより、市民主体の市政及び自立した地方公共団体の構築を推進し、もって市民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するとともに、世界の古都奈良にふさわしい伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりに努めなければならない。

また、急激な人口減少と更なる少子高齢化社会の進行など社会経済情勢は大きく変化するとともに、市民ニーズも多様化、高度化してきている。

このため、議会は、議事機関としての特性を発揮し、市政における課題の論点及び争点を明らかにして十分に議論を尽くすとともに、市政運営への監視及び評価機能を強め、さらに政策立案及び政策提言を積極的に行うことにより、その使命を果たさなければならない。

また、議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会であり、かつ、信頼される議会として、情報公開や説明責任を積極的に果たすことに努めなければならない。

ここに、本市議会は、市民福祉の向上を図るために、二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認し、市民の厳粛な信託に全力で応え、市民とともに歩む開かれた議会を目指すことを決意し、議会に関する基本的な事項を明らかにし、この条例を制定する。

## 【解説】

冒頭に本市議会のあるべき姿を述べ、社会情勢の変化等についても触れています。これらを理由として、議会の果たすべき使命を明らかにし、最後に条例制定の趣旨を述べています。

## 【用語】

※議事機関 条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について審議し決定する権能を有する地方公共団体の機関のこと。議会を指す。

※二元代表制 首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度のこと。首長と議会のおのが住民の代表であり、それぞれ対等・並列の機関として相互に抑制と均衡を取りながら、議論を通してよりよい市政運営を目指す極めて民主的な制度。

なお、国では、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う議院内閣制。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、公正かつ公平で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

本条例の目的は、議会に関する基本的事項を定めることで、「市民福祉の向上及び民主的な市政の発展に寄与すること」と規定しています。

(基本理念)

第2条 議会は、市政において、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と対等の議事機関として、市民の多様な意思を的確に把握し、市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

【解説】

議会は、地方自治の本旨の実現を目指すことを基本理念としています。

【用語】

※執行機関 市の施策等を執行する市長をはじめとする各種の機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など）のこと。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 議案、議会の議決に付される全ての事件（以下「議案等」という。）の審議又は審査による意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政の課題について調査研究を行うことにより、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (4) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めるとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。
- (5) 時代の要請にあった議会改革に継続的に取り組むこと。

**【解説】**

前条の基本理念にのっとり、議会活動の基本方針を5項目にわたって規定しています。

**【用語】**

※議決 個々の議員の案件に対する賛否の意思表示である表決を集積して形成される、合議体としての議会の意思決定のこと。

※審議 本会議で、議題などの案件について提案の説明を聞き、質疑、討論、表決に至る一連の流れのこと。

※審査 委員会で、付託を受けた議案や請願を議論し、委員会で一定の結論を出す一連の流れのこと。

(条例の位置付け)

第4条 この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

**【解説】**

本条例を奈良市議会における基本的事項を定めるものと規定し、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃は、この条例との整合を図り、その趣旨に反してはならないことを規定しています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則等

### (議会運営の原則)

第5条 議会は、民主的かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たすものとする。

2 議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、その活動を展開するため、十分に審議を尽くすことができる会期を定めるものとする。

3 議会は、議長及び副議長を選出するときは、その経過を明らかにするように努めるものとする。

4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

### 【解説】

#### 第1項

議会は、市民の直接選挙によって選ばれた複数の議員によって構成される合議制の機関であり、その役割を果たすため、民主的かつ効率的な運営に努めることを規定しています。

#### 第2項

議会の招集権者は市長であるが、会期を定める権能は議会が有しているため、付議事件の多少、内容の難易等を勘案して本会議の所要日数を判断し、十分に審議を尽くすことができる会期を定めることを規定しています。

#### 第3項

議長及び副議長の選出に際し、その経過を明らかにするよう努めることを規定しています。

#### 第4項

議長は、議会の代表者として中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営に努めることを規定しています。

### 【用語】

※会期 議会が法的に活動できる期間のこと。

※議長 議会を代表する地位にあり、議員の中から選挙で選ばれる者のこと。議場の秩序を守り、会議の進行や議事の整理などを行うほか、事務局職員を指揮監督し、議会事務を統括処理するなどの権限を有する。

※副議長 議長が病気や出張、その他の理由で不在の場合、議長に代わって議長の職務を行う者のこと。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 地域の課題のみならず、市政全般の課題及びこれに対する市民の多様な意思を的確に把握し、議会を構成する一員として市民全体の福祉の向上を目指して活動し、市民の厳粛な信託に応えること。
- (2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めること。
- (3) 市政の課題について政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (4) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。
- (5) 議会が討議の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論を重んじること。

**【解説】**

議員がその責務を果たしていくために、活動上必要となる原則を5項目にわたって規定しています。

(委員会)

- 第7条 常任委員会及び議会運営委員会は、議案等の審査、市政に関する課題の調査又は各所管に属する事務に関する調査（以下「所管事務調査」という。）の充実を図ることにより、その機能が十分に果たされるよう努めるものとする。
- 2 特別委員会は、特定事件の審査又は調査の充実を図ることにより、その機能が十分に果たされるよう努めるものとする。
- 3 常任委員会（予算決算委員会を除く。）及び議会運営委員会は、議会の閉会中においても所管事務調査を行うものとする。
- 4 委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）は、その審査又は調査に当たって資料等を積極的に公表し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。
- 5 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会に関しては、奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の定めるところによる。

【解説】

第1項

市政に関する課題をより専門的・効率的に審議できるよう、本市議会に、常任委員会及び議会運営委員会を置いています。議案等の審査、市政に関する課題の調査又は各所管に属する事務に関する調査の充実を図ることにより、その機能が十分に果たされるよう努めることを規定しています。

第2項

常任委員会及び議会運営委員会と同様の趣旨で特別委員会を置いています。特定事件の審査又は調査の充実を図ることにより、その機能が十分に果たされるよう努めることを規定しています。

第3項

委員会は、議会の中に設けられる組織であり、原則、議会が開会されている状態であれば、その活動をする事ができませんが、本市議会では、議会閉会中も常任委員会（予算決算委員会を除く）及び議会運営委員会を開催し、各所管に属する事務について調査を行い、積極的な活動に努めることを規定しています。

#### 第4項

委員会は、その審査又は調査に当たって資料等を積極的に公表し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めることを規定しています。

#### 第5項

委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うという委員長の責務について規定しています。

#### 第6項

地方自治法において、委員会に関し必要な事項については条例で定めることとされており、本市議会では、奈良市議会委員会条例で委員会に関する事項を規定しています。

#### 【用語】

※委員会 議案、請願、市の施策や事業を分野ごとに分けて審査・調査するため、議会の内部組織として設置する会議のこと。

※所管に属する事務に関する調査 委員会固有の権限に基づく所管事務に関する調査のこと。常任委員会は、その部門に属する当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、議会運営委員会は、議会の運営に関する事項等に関する調査を行う権限を有している。

(会派)

第8条 議員は、議会における活動を円滑に行うため、基本的政策が一致する議員で構成する会派を結成することができる。

2 会派は、意思決定、政策立案及び政策提言その他の議会活動に関し、必要に応じて会派間で相互に協議を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。

**【解説】**

議員は、議会における活動を円滑に行うため、基本政策が一致する議員で構成する会派を結成することができることとし、各会派が議会活動について会派間で相互に協議を行い、円滑で効果的な議会運営を図ることを規定しています。

**【用語】**

※会派 議会内で結成された議員の集まりのこと。所属する政党が同一である場合や、市政について志を同じくする場合に多く結成される。

(議決・説明責任)

第9条 議会は、議事機関として議決責任を深く認識するとともに、議決の経過及び結果について、市民に対して説明責任を果たすものとする。

**【解説】**

議会の議決により市政の方向性が決定されることから、議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会として「なぜそのように議決したのか」、議決の経過と結果について市民に対し説明責任を果たすことを規定しています。

### 第3章 市民と議会の関係

(会議の公開等)

第10条 議会は、公正かつ公平で透明な議会運営に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。

2 議会は、あらかじめ会議の日程等を市民に周知するよう努めるものとする。

3 議会は、本会議及び委員会の傍聴人に対して、議案等の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。

4 議会は、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

#### 【解説】

##### 第1項

公正かつ公平で透明な議会運営に資するため、第1条に沿い本会議及び委員会の公開を規定しています。

##### 第2項

議会の会期日程表等を、あらかじめホームページなどで市民に周知することを規定しています。

##### 第3項

本会議及び委員会の傍聴人に対して、資料等の提供（議案等については貸出し）について規定しています。

##### 第4項

市民が本会議及び委員会を傍聴しやすいように、その環境整備に努めることを規定しています。

(広報及び広聴の充実)

第11条 議会は、市民とともに歩む開かれた議会を実現するため、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるものとする。

2 議会は、議会広報紙の編集発行その他の広報及び広聴について必要な事項を協議するため、広報広聴委員会を置く。

3 議会は、議会の広報及び広聴の内容、在り方等について、常に検証し充実を図るものとする。

#### 【解説】

##### 第1項

市民に開かれた議会を実現するため、議案等に対する議員の賛否を公表する等、積極的に議会活動に関する情報の公開、発信に努めることを規定しています。

##### 第2項

議会広報紙の編集発行については、平成25年9月まで「議会だより編集委員会」がその事務を行ってきましたが、同委員会の広報機能に広聴機能を付加して「広報広聴委員会」とし、広報及び広聴に係る活動について必要な事項を協議することを規定しています。

##### 第3項

市民に議会をより理解していただくために、広報及び広聴の内容、在り方等について、常に検証し充実を図ることを規定しています。

(市民参画の促進・議会報告会)

第12条 議会は、市民の多様な意思を市政に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、公聴会及び参考人制度を活用して、市民の多様な意見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、その説明責任を果たすため、少なくとも年に1回、議員全員の参加による議会報告会を開催するものとする。

**【解説】**

第1項

議会在市民代表としての機能・役割を果たすため、市民の議会活動への参画機会の確保に努め、市民の多様な意思を市政に反映することを規定しています。

第2項

市長等の事務執行の監視及び評価、政策立案及び政策提言の過程において、公聴会や参考人の制度を活用して効果的に市民の多様な意見を把握し、それらを議会の討議に反映させるよう努めることを規定しています。

第3項

議会の説明責任を果たすため、少なくとも年に1回、議員全員の参加による議会報告会を開催することを規定しています。

**【用語】**

※公聴会 一定の事項について決定する場合に、広く利害関係者又は学識経験者等の意見を聴き、その判断の参考にするために設けられた制度。

※参考人制度 本会議又は委員会において調査又は審査のため必要があると認める者に、本会議又は委員会へ出席を求め意見を聴く制度。

(情報公開の推進)

第13条 議会は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）の規定による行政文書の開示請求に適切に対応しなければならない。

**【解説】**

議会の保有文書は、奈良市情報公開条例により何人からも開示請求が行われることにより除外規定に示されるもの以外は原則公開となっているため、開示請求に適切に対応することを規定しています。

(請願及び陳情)

第14条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として取り扱うことができる。

2 請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けることができる。

**【解説】**

第1項

請願及び陳情の位置づけを示しています。

第2項

請願の審査に当たって必要があると認めるときは、提出者に説明の機会を設けることを規定しています。

その際の手続を明らかにするため、「請願者の意見陳述に関する運用基準」を定めています。

**【用語】**

※請願 広く意見や要望を行政に反映させるため、議会に対し、一定の措置を取ることなどの希望を申し出る制度。議会へは、議長に対し、議員の紹介をもって文書で提出することが地方自治法で定められている。

※陳情 広く意見や要望を行政に反映させるため、議会に対し、一定の措置を取ることなどの希望を申し出る制度。請願が日本国憲法で保障されている請願権に基づいていることに対して、陳情は法律上保障された権利ではなく、事実上の行為。

#### 第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第15条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むものとする。

**【解説】**

議会と市長等との関係の基本原則を定め、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むことを規定しています。

(会議における質疑応答)

第16条 本会議における質疑及び質問は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。

2 市長等及びその補助機関である職員は、議員の質疑及び質問に対して、その発言の論点及び争点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し趣旨を確認することができる。

#### 【解説】

##### 第1項

本会議における質疑及び質問の方式を定め、論点及び争点を明らかにして行うことを規定しています。

##### 第2項

執行機関及びその補助機関の職員は、質疑及び質問を行った議員に対し、その趣旨を確認することができることを規定しています。

#### 【用語】

※質疑 議案などについて、議員が賛成・反対の判断を下すために、不明な点や詳しく知りたい点をたずことをいう。不明確な点を明らかにするために行うもので、自己の意見を述べることはできない。

※質問（一般質問） 議員が、市の一般事務について適正に行われているか、今後の計画など、疑問点を幅広く質問することをいう。

※補助機関 市長等の執行機関の事務執行を補助するための機関。

(政策等の監視及び評価)

第17条 議会は、市長等の事務の執行が公平かつ適正及び効率的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

**【解説】**

市長等の事務の執行が適正かつ公平及び効率的に行われているか監視し、また、その効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すことを規定しています。

(重要な政策等の説明及び審議)

第18条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、市長に対し、その内容に応じた適切な資料の提供及び説明を求めるものとする。

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする。

**【解説】**

第1項

市長が重要な政策等を提案する場合には、その内容に応じて適切な資料の提供及び説明を市長に求めることを規定しています。

第2項

議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、政策立案過程及び執行についての説明をもとに、論点及び争点を明確にして、執行後の政策の評価に資するための審議に努めることを規定しています。

(予算及び決算審議における説明資料)

第19条 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成を求めるものとする。

**【解説】**

市長が予算及び決算を議会に提出し、審議に付すときは、議員が議会審議を深めるための分かりやすい説明資料の作成を市長に求めることを規定しています。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第20条 議会は、議事機関としての機能を十分に発揮するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を別に条例で定めるものとする。

**【解説】**

本市議会が議事機関としての機能を十分に発揮するため、議会の議決すべき事件を条例で定めることを規定しています。

平成22年3月定例会において、市行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決又は議会への報告をすべき事件とする、奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例が議員から議会議案として提出され、制定されました。

(議員の文書による質問)

第21条 議員は、閉会中に市長等に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による質問及び回答を全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。

#### 【解説】

##### 第1項

議員は、市政に関する課題について、本会議及び委員会での質疑及び質問を通して審議又は調査を行っています。これを補うものとして、閉会中に市長等に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができることを規定しています。

文書による質問の方法等については、議会運営等に関する申し合わせの奈良市議会議員の文書による質問に関する基準で定められており、その中で質問の回数を年4回以内としています。

##### 第2項

市長等が文書による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならないことを規定しています。

##### 第3項

議長は、第1項及び第2項の質問及び回答を全議員に通知するとともに、市民に公表することを規定しています。

## 第5章 議会の機能強化

### (議員研修)

第22条 議会は、議員の政策立案及び政策提言に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等を招いて、議員研修を実施するものとする。

3 議会は、この条例の理念を議員に浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

### 【解説】

#### 第1項

議会は、議員の政策立案及び政策提言に係る能力向上のため、議員研修の充実強化に努めることを規定しています。

#### 第2項

議会は、議員研修の充実強化をするに当たり、広く各分野の専門家、市民等を招いて、議員研修を実施することを規定しています。

#### 第3項

本条例は議会に関する基本的事項を定めたものであり、議会は、この条例の理念を議員に浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならないことを規定しています。

(議員相互の討議の推進)

第23条 議員は、議会の機能を発揮するため、委員会等において、議員間の積極的な討議により、市政の課題の論点及び争点を明らかにするよう努めるものとする。

2 議員は、議員間の討議を通じて合意形成を図り、政策立案及び政策提言に積極的に取り組むものとする。

**【解説】**

議会の機能を発揮するため、委員会等において、議員間の積極的な討議によって、市政の課題の論点及び争点を明らかにするよう努めるとともに、合意形成を図り、政策立案及び政策提言に積極的に取り組むことを規定しています。

(学識経験者等の活用)

第24条 議会は、議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の評価に資するため、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。

**【解説】**

議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の評価に役立てるため、学識経験者等の知見を積極的に活用することを規定しています。

(調査機関の設置)

第25条 議会は、議会活動及び重要な政策等に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

【解説】

議会活動及び重要な政策等に関する調査のため必要があるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができることを規定しています。

(予算の確保)

第26条 議会は、議事機関としての機能を充実させるために、必要な予算の確保に努めるものとする。

**【解説】**

議会在議事機関としての機能を充実させるためには、一定の予算が必要であるため、必要な予算の確保に努めるよう規定しています。

## 第6章 議会改革の推進

(議会改革の継続的な取組)

第27条 議会は、二元代表制における機能強化及び時代に即応した最も効率の良い議会運営を実現するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、市民に開かれた議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例等を継続的に見直すものとする。

3 議会は、前2項の規定による取組を行うため、議員で構成する推進組織を設置することができる。

### 【解説】

#### 第1項

二元代表制における議会の機能強化及び時代に即応した最も効率の良い議会運営の実現のため、継続的な議会改革に取り組むことを規定しています。

#### 第2項

市民に開かれた議会運営を行うため、会議規則、委員会条例などの議会運営に関する例規等を継続的に見直すことを規定しています。

#### 第3項

第1項及び第2項の取組を行うため、議員で構成する推進組織を設置することができることを規定しています。

## 第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第28条 議員は、その地位が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

### 【解説】

#### 第1項

議員は、その職権や地位による影響力から、高い倫理の保持を求められており、その地位が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならないことを規定しています。

#### 第2項

議員の政治倫理に関する事項については、「奈良市議会議員の政治倫理に関する条例」で規定しています。

## 第8章 議会事務局等の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第29条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の体制を整備し、その機能を強化するとともに、政策立案及び政策提言を支援するため、事務局の調査機能及び法制機能の充実を図るものとする。

### 【解説】

議会事務局は議会に関する事務を行っていますが、議会活動を円滑かつ効率的に行い、議会がその機能をより発揮するため、事務局の体制を整備し、その機能を強化すること、また、特に議会の政策形成機能の向上が求められていることから、政策立案及び政策提言を支援するため、事務局の調査機能及び法制機能の充実を図ることを規定しています。

(議会図書室)

第30条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実に努めるものとする。

**【解説】**

議会図書室は地方自治法の規定により、議員の調査研究に資するために設置が義務付けられています。その適正な管理運営を行うとともに、議員の政策立案及び政策提言に係る能力の向上を図るために議会図書室の充実に努めるよう規定しています。

## 第9章 議員の定数及び議員報酬

### (議員の定数)

第31条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点のみならず、市民の代表機関である議会が、市民の多様な意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。第30条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実に努めるものとする。

3 議員の定数に関しては、別に条例で定めるところによる。

### 【解説】

#### 第1項

議員の定数については、効率的・能率的な議会運営の視点のみならず、市民の多様な意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならないことを規定しています。

#### 第2項

議員の定数を改定するときは、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならないことを規定しています。

#### 第3項

議員の定数に関する事項については、「奈良市議会の議員の定数を定める条例」で規定しています。

(議員報酬)

第32条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定められなければならない。

2 議員報酬は、別に条例で定めるところによる。

【解説】

第1項

本市議会の議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することに主眼を置いて定めることを規定しています。

議員報酬を定めるに当たっては、第三者的立場からの意見を求めるため、奈良市特別職報酬等審議会で審議され、その意見を聴いて定めています。

第2項

議員報酬に関する事項については、「奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例」で規定しています。

## 第10章 政務活動

### (政務活動費)

- 第33条 議員又は会派は、政策立案及び政策提言に係る能力の向上、議会の活性化等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うものとする。
- 2 議員又は会派は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。
- 3 議会は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。
- 4 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

### 【解説】

#### 第1項

政務活動費は、地方自治法の規定に基づき、奈良市議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員又は会派（所属議員全員の合意に基づいて交付申請を行った場合）に交付されており、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うことを規定しています。

#### 第2項

議員又は会派は、政務活動費を適正に執行するとともに、市民に対して使途の説明をすることを規定しています。

#### 第3項

議会は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを規定しています。

#### 第4項

政務活動費に関する事項については、「奈良市議会政務活動費の交付に関する条例」で規定しています。

### 【用語】

※政務活動費 議員個人または会派に対して、議員の調査研究やその他の活動のための必要な経費の一部として交付されます。金額や使途基準などは各地方議会で条例により定められており、奈良市議会では、現在1人当たり月7万円が交付され、収支報告書等を公開しています。

## 第 11 章 補則

(条例の見直し)

第34条 議会は、常に市民の意見、社会情勢その他の状況の変化を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 【解説】

常に市民の意見や社会情勢その他の状況の変化を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があれば、本条例の規定の見直しを行うことを規定しています。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

**【解説】**

条例の施行に当たり、条例に規定されていない必要な事項について、議長が別に定めることを規定しています。